

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

子ども部 子ども課

監査期間 平成28年9月1日から
平成28年10月13日まで

指摘事項	措置状況
ア 遊具点検業務において、A判定（危険性が非常に高く、けがをする恐れがあるため使用を控え早急の修理が要求される）とされた遊具について、修理は予定されていたが、修理までの期間の応急措置や使用をさせない等の対応がされていないものがあつた。事故に繋がる可能性が高く、安全管理を徹底されたい。	指摘の遊具の危険度ランクは、A判定（即補修）とされている一方、使用は注意（使用可能）であり、修理を予定している遊具であつたため、安全管理において、認識が足りていなかった。
	今後は、改めて対応を徹底します。
	八ツ面保育園 → 10月8日修理済み
	花ノ木保育園 → 10月上旬撤去済み
	離島保育園 → 10月上旬応急措置済み
イ 収入印紙を購入しているにもかかわらず、受払簿が作成されていなかった。西尾市物品管理要綱第10条の規定により受払簿を作成し適正な管理をされたい。	受払簿を作成しました。
	以後購入時には受払簿に記入します。
ウ あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金について、交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則つた事務処理をされたい。	西尾市予算決算会計規則に準じて事務を行うことができるよう担当者マニュアルに追加するよう課内で周知し、11月16日に調定を行いました。
エ 保育士の休日の勤務において、勤務時間の割り振りが週休日と同様の取り扱いで4時間の割り振りをされているものが見受けられた。これにより、本来支給すべき休日勤務手当（135/100）が支給がされていなかった。保育士の休日における勤務の取扱いに注意されたい。	「職員の手引について」の取扱いについて、認識誤りがありました。
	11月4日に確認し、手当未支給分については12月給与（12月21日支払）にて調整するよう、進めております。
オ 臨時職員の時間外勤務手当の支給事務において、基本給の入力誤りにより、誤つた時間外単価で積算し支給していた。支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。	時間外勤務手当については、人事課と確認の上、10月給与（10月20日支払）にて調整済みです。今回の対象者の内、時間確認の必要な2名は、11月給与にて調整します。チェック体制については、今以上に複数の職員で対応します。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
- また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。